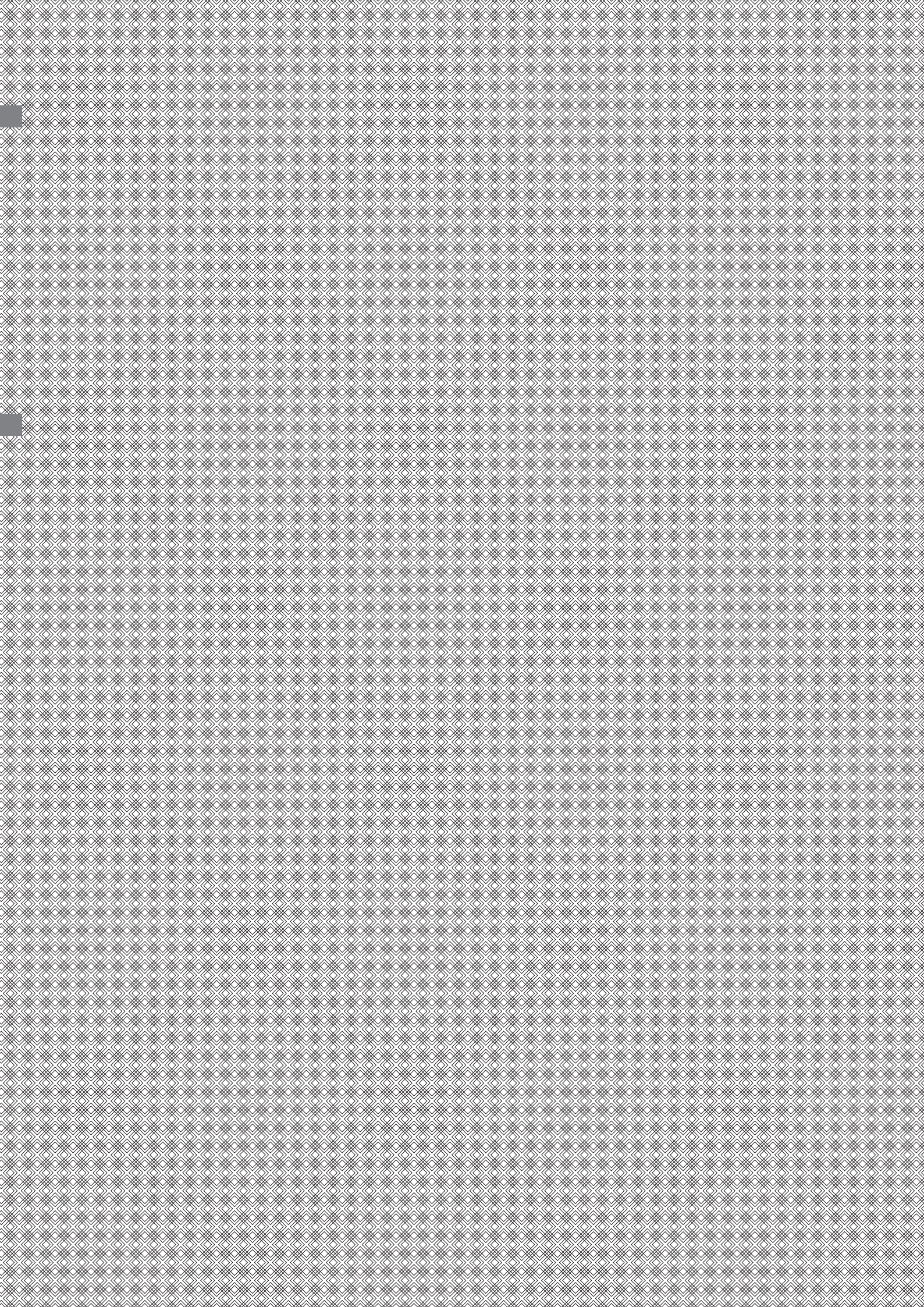


## 所得税法 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和8年4月3日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「C 1～C 10」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 (30 点)

居住者甲は、卸売業を営んでおり、取引先に自動車で商品を配達している途中で、不注意で交通事故を起こした。そのため、その相手方に怪我に対する損害賠償金を支払った。

別日に、同じく商品を配達している途中で、交通事故にあい、甲は怪我を負うとともに配達中の商品が破損した。そのため、相手方が契約する損害保険会社から、怪我に対する損害賠償金及び商品に対する損害賠償金(商品の販売価額相当額)を受け取った。

また、この交通事故により配達に使用する自動車が破損し修理に1か月を要したので、相手方が契約する損害保険会社から、1か月間休業することに対する休業補償金(1か月分の売上を補償するもの)を受け取った。

上記設例を前提として、(1)～(3)の間に回答しなさい。

- (1) 甲が支払った損害賠償金の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。
- (2) 甲が受け取った怪我に対する損害賠償金、商品に対する損害賠償金の所得税法上の取扱いについてそれぞれ簡潔に説明しなさい。
- (3) 甲が受け取った休業補償金の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

問 2 (20 点)

令和8年1月から個人事業主として飲食業を営む居住者甲は、令和8年分から青色申告の承認を受けており、令和8年分所得税確定申告において青色申告特別控除65万円の適用を受けたいと考えている。甲は、開業から一貫して会計ソフトを利用して複式簿記で記帳し、仕訳帳及び総勘定元帳を作成している。なお、利用する会計ソフトは、入力した取引の内容の訂正・削除履歴が残らず、また、その取引の日付等を検索する機能を有していない。

確定申告書の提出は、会計ソフトを利用して作成した貸借対照表と損益計算書を書面の確定申告書に添付して確定申告期限内に行う予定である。

この場合において、甲が青色申告特別控除65万円の適用を受けるために実施すべきことを、65万円控除の要件を明らかにして簡潔に説明しなさい。

なお、青色申告特別控除65万円の適用を受けるための方法が複数ある場合には、全てに言及すること。

〔第二問〕 — 50 点 —

【解答に当たっての注意点】

- 1 税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、本年の税額等の計算において納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げることとし、年末に有しない減価償却資産については月割で計上するものとする。
- 2 問題文では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。

問

居住者甲(75歳)の令和8年(令和8年1月1日から令和8年12月31日までの年。以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は、次の【資料Ⅰ】及び【資料Ⅱ】のとおりである。また、甲の子供である居住者乙(50歳)の本年分の所得税等の計算に関する事項は、次の【資料Ⅲ】～【資料Ⅷ】のとおりである。なお、甲の相続人は乙のみである。

これらの資料に基づき、甲の本年分の確定申告における各種所得の金額及び乙の本年分の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を、問題文及び答案用紙の指示に従って、計算過程を明らかにして計算しなさい。

なお、甲及び乙の確定申告書は、取引を正規の簿記の原則に従って処理した会計帳簿に基づく貸借対照表及び損益計算書と共に、法定申告期限までに、電子申告により提出が行われるものとする。

【資料Ⅰ】

- 1 甲は、青色申告の承認を受けて行政書士業を営んでいたが、令和8年6月30日に死亡した。甲の死亡後に相続人である乙が残務を整理し、7月31日に事務所の賃貸借契約を解約した。行政書士業に関し作成した令和8年1月1日から令和8年7月31日までの収支計算書は次のとおりである。

| 収 支 計 算 書 |           |            |           |
|-----------|-----------|------------|-----------|
|           | 自令和8年1月1日 | 至令和8年7月31日 | (単位：円)    |
| 租税公課      | 60,000    | 行政書士業収入    | 4,150,000 |
| 地代家賃      | 1,050,000 | 雑収入        | 5,200,000 |
| 消耗品費      | 200,000   |            |           |
| 雑費        | 150,000   |            |           |
| 収支差額      | 7,890,000 |            |           |
|           | 9,350,000 |            | 9,350,000 |

2 収支計算書の行政書士業収入の内訳は次のとおりである。

(1) 助成金申請書作成代行報酬 1,000,000 円

上記金額は、助成金申請書の作成代行報酬に係る入金額である。上記金額には、昨年末に未収であった報酬 600,000 円のうち、本年中に回収された 500,000 円が含まれている。また、6 月 20 日に申請書の作成及び引渡しが完了しているが、請求を失念していた報酬 100,000 円が含まれていない。乙が、7 月 25 日に当該報酬に係る請求書を発送している。

(2) 遺産分割協議書作成報酬 650,000 円

上記金額は、遺産分割協議書の作成報酬に係る入金額である。上記金額には、6 月 15 日の打ち合わせに係る日当 20,000 円が含まれていない。乙が 7 月 25 日に当該日当に係る請求書を発送している。

(3) 許認可申請代行報酬 2,500,000 円

上記金額は、建設業等の許認可事業に係る申請代行報酬に係る入金額である。平成 30 年 9 月 30 日に許認可申請が済んでいる事案の請求額 250,000 円が未収となっていたが、令和 5 年 12 月 10 日に更生計画認可の決定により全額が回収不能となっていたことが判明した。当該回収不能となった債権の処理は、収支計算書に反映していない。

3 収支計算書の雑収入には、次のものが含まれている。

(1) 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)の解約手当金 3,000,000 円

経営セーフティ共済の掛金は、租税特別措置法第 28 条の規定に基づき、掛金の支払った日の属する年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される。上記解約手当金は、甲が死亡し、相続人である乙が事業を承継しないことから、乙が解約手続きを行ったことで 7 月 31 日に入金となったものである。

(2) 死亡保険金等 2,001,000 円

業界団体が関連する保険代理店経由で加入した生命保険契約に基づいて保険会社から支払われた死亡保険金 2,000,000 円及び契約者配当金 1,000 円の合計額である。当該生命保険契約の契約者、保険料負担者及び被保険者は甲であって、受取人は乙である。甲が当該生命保険契約に係る保険料として支出した金額は 1,500,000 円である。

(3) 非上場株式に係る配当金 79,580 円

甲が顧問契約を締結していた非上場会社である A 社からの配当金(源泉所得税等控除後)である。A 社は 3 月決算法人で、定時株主総会は 6 月 25 日に開催され、配当の効力発生日は 6 月 26 日である。配当金の支払いは 7 月 31 日であったが、甲の口座には入金ができなかったため、乙の口座に入金されている。

4 租税公課の内訳は、次のとおりである。なお、廃業に伴う事業税の課税見込額は考慮しない。

(1) 収入印紙の購入代金 40,000 円

収入印紙の在庫は、1 月 1 日時点では 3,000 円で、6 月 30 日時点では 5,000 円であった。

なお、甲は前年分の確定申告において、在庫の3,000円を貯蔵品として資産計上している。

(2) 事務所で使用していた償却資産に係る固定資産税 20,000円

固定資産税は数年前から、第一期(4月末)の納期限に1年分をまとめて納付している。

- 5 地代家賃は、甲が月々150,000円で賃借していた事務所家賃であり、令和8年1月分から令和8年7月分までの7か月分の支払金額である。家賃は当月分を当月末日までに支払う契約になっている。7月中は、乙が残務整理を行っており、7月分の家賃は乙名義で支払っている。
- 6 消耗品費には、未使用のノートパソコン購入代150,000円が含まれている。甲は、6月25日に当該ノートパソコンを量販店で現金購入して事務所に持ち帰ったが、梱包を解くことなく保管していた。
- 7 雑費には、業界団体の年会費36,000円が含まれている。当該年会費は、5月に支払った1年分の会費である。甲が6月30日に死亡したことで未経過分27,000円の返金を乙が受けているが、収支計算書には反映していない。当該会費は、例年支払った日の属する年に必要経費に算入している。

【資料Ⅱ】

- 1 甲は、B社の外部取締役として、月々100,000円の役員給与が支給されている。B社の役員給与規程では、役員給与は当月分を翌月15日に支給すると定められており、7月15日支給分の100,000円は乙が受給している。当該7月15日支給分の役員給与は、本来の相続財産として相続税の課税価格計算の基礎に算入される。
- 2 甲は、小規模企業共済に加入していたので、共済契約者が死亡したことによって支給される共済金4,000,000円が乙の口座に入金されている。甲が小規模企業共済に加入していたのは、平成29年9月1日から令和8年6月30日である。なお、当該共済金は、相続税法第3条第1項第2号に規定される退職手当等に該当するので、みなし相続財産として相続税の課税価格計算の基礎に算入される。

【資料Ⅲ】

- 1 乙は、青色申告の承認を受けて、平成17年1月から6室のアパートを賃貸の用に供していたが、アパートを建て替えるために、本年9月末までに全員退去させて取壊工事を行った。新しいアパートの引渡しは令和9年9月を予定している。アパート経営に係る収支計算書は次のとおりである。なお、不動産所得の収入金額は、契約で定められている支払日に認識している。

収 支 計 算 書

|      | 自令和 8 年 1 月 1 日  | 至令和 8 年 12 月 31 日 | (単位：円)           |
|------|------------------|-------------------|------------------|
| 租税公課 | 50,000           | 家賃収入              | 2,300,000        |
| 保険料  | 36,000           |                   |                  |
| 貸倒損失 | 40,000           |                   |                  |
| 建替費用 | 1,800,000        |                   |                  |
| 収支差額 | 374,000          |                   |                  |
|      | <u>2,300,000</u> |                   | <u>2,300,000</u> |

2 収支計算書の家賃収入はアパート賃料の入金額である。アパートの家賃は、当月分を前月末日までに支払う契約となっており、全室を月々 50,000 円で貸与している。5 室は契約に従って 2 月分から 9 月分までの家賃が入金となっているが、1 室だけ 2 か月分が未収となっており、当該未収金は、収支計算書の家賃収入には含まれていない。

3 租税公課には、次のものが含まれている。固定資産税は数年前から振替納税を行っており、第一期(4 月末)の納期限に 1 年分をまとめて納付している。

(1) アパートに係る固定資産税 40,000 円

(2) 収入印紙の購入代金 5,200 円

上記の購入した収入印紙のうち、200 円分を旧アパートの取り壊しに係る請負契約書に貼付し、残りの 5,000 円分と【資料 I】4 において相続した収入印紙 5,000 円を合算して、新アパートの建築請負契約書に 10,000 円分として貼付している。旧アパートの取り壊しは 11 月に完了しており、新アパートの新築工事は 12 月に着工している。

なお、収入印紙を必要経費に算入する場合には、租税公課として計上するものとする。

4 保険料は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年分の火災保険料である。建替えによってアパートを取り壊したことで未経過部分として 12,000 円が翌年に返金されることになっている。

5 貸倒損失は、令和 2 年分の未収家賃 40,000 円が本年中に全額回収不能であることが確定したので、収支計算書において支出として計上している。

6 建替費用は、旧アパートの取壊費用 1,060,000 円、賃借人へ支払った立退費用 240,000 円及び新アパートの設計費用 500,000 円の合計額である。旧アパートの令和 8 年 1 月 1 日時点の未償却残高は 2,612,000 円(取得価額 20,000,000 円、旧定額法償却率：0.046)であったが、収支計算書には考慮されていない。

【資料Ⅳ】

1 甲は、C 社に勤務しており、本年中に C 社から支払われた金員は次のとおりである。C 社は、過去 2 年間の実労働時間に基づく残業手当と実際に支払った残業手当との差額(以下「未

払残業代」という。)を各年分に分けて支払っている。未払残業代等の金額は、本年10月31日に確定して直ちに支払われている。

(1) 令和8年分 給与等 8,700,000円

この金額は、令和8年分の未払残業代200,000円が含まれている。この金額から源泉所得税等が633,200円、社会保険料が1,296,300円控除されている。

(2) 令和7年分 給与等 300,000円

令和7年分の未払残業代である。この金額から源泉所得税等が51,000円、社会保険料が44,700円控除されている。

(3) 未払残業代に係る遅延損害金 30,000円

遅延損害金は、未払残業代の支払が遅延しているという継続的行為に起因した利息に相当するものである。内訳としては、令和7年分が20,000円であり、令和8年分が10,000円である。

(4) 未払残業代に係る付加金 100,000円

労働基準法第114条(付加金の支払)の規定により支払を受ける付加金である。

【資料V】

- 1 乙は、甲の行政書士業に係る取引先を甲の同業者であるD法人へ紹介することで、7月15日にD法人より斡旋料3,000,000円を収受している。D法人と取引先の契約が継続しなくても斡旋料を返金する必要はない。
- 2 乙は、甲の取引先であるA社から会社法第176条(売渡し請求)による売渡請求を受け、甲から相続したA社株式10株を11月30日に1株30,000円で譲渡した。A社の1株あたりの資本金等の額は10,000円である。甲は、A社株式を1株15,000円で取得しており、6月30日時点におけるA社株式の時価は27,000円であった。当該取引につき源泉徴収が必要である場合には、適正に処理されたものとする。なお、甲の相続に係る相続税について納付すべき税額はなかった。
- 3 乙は、甲がひとりで居住していた次の家屋及びその敷地を相続し、12月15日に不動産業者へ譲渡した。当該家屋及びその敷地は、相続時には租税特別措置法第35条第3項の要件を満たしており、家屋の取り壊しは当該不動産業者が適正に済ませている。当該家屋は7月15日から11月30日までD法人へ資料置場として無償貸与している。なお、譲渡費用には、甲から乙への相続登記費用100,000円(家屋分30,000円と敷地分70,000円の合計額)が含まれている。

| 譲渡資産 | 甲の取得年月  | 譲渡年月    | 譲渡対価       | 取得費 | 譲渡費用     |
|------|---------|---------|------------|-----|----------|
| 家屋   | 昭和35年4月 | 令和8年12月 | 100,000円   | 不明  | 72,500円  |
| 敷地   | 昭和35年4月 | 令和8年12月 | 5,000,000円 | 不明  | 200,000円 |

- 4 【資料Ⅰ】6のノートパソコンを下取り業者へ120,000円で譲渡している。当該譲渡に際して、郵送料1,000円を別途支払っている。当該ノートパソコンは、所得税法第9条第1項第9号に規定される生活に通常必要な資産である。
- 5 甲から令和7年10月に贈与を受けた金地金を本年10月に1,300,000円で譲渡している。当該金地金は、甲が平成30年8月に500,000円で購入したものである。

【資料Ⅵ】

- 1 乙は、本年11月に認定長期優良住宅に該当する居住用家屋及びその敷地を45,250,000円で取得した。甲から本年2月に贈与を受けた資金11,100,000円及び銀行借入(償還期間15年)40,000,000円を財源としている。床面積は150㎡であって、年末借入金残高は39,800,000円である。
- 2 甲から贈与を受けた資金のうち10,000,000円は、租税特別措置法第72条の2(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)の適用を受けたものである。
- 3 乙は、昨年まで居住用財産に係る特例の適用を受けたことはない。

【資料Ⅶ】

- 1 乙が本年中に支払った医療費の内訳は次のとおりである。
- (1) 甲の入院費 100,000円  
乙が甲の死亡後に支払っている。
- (2) 乙の医療費 200,000円  
上記医療費の他に乙の歯の治療費を12月26日にクレジットカード決済で500,000円支払っており、翌年2月10日に銀行口座から引き落としとなる。
- 2 乙が本年中に支払った生命保険料の内訳は次のとおりである。
- (1) 新一般生命保険料 100,000円  
(2) 新個人年金保険料 150,000円  
(3) 介護医療保険料 20,000円

【資料Ⅷ】

本年末の乙の親族の状況は次のとおりである。

- 1 配偶者丙(49歳)、長男丁(22歳)及び長女戊(19歳)は乙と同居しており、生計を一にする親族である。なお、甲は生計を一にする親族ではない。
- 2 丙の本年中の収入は、アルバイト収入1,250,000円である。
- 3 丁の本年中の収入は、給与収入1,800,000円である。
- 4 戊の本年中の収入は、暗号資産の譲渡収入2,150,000円である。当該暗号資産は、令和7年10月に1,600,000円で購入したものである。

【参考資料】

1 給与所得控除額

| 給与等の収入金額                   | 給与所得控除額                         |
|----------------------------|---------------------------------|
| 1,900,000 円以下              | 650,000 円                       |
| 1,900,000 円超 3,600,000 円以下 | 収入金額 $\times$ 30% + 80,000 円    |
| 3,600,000 円超 6,600,000 円以下 | 収入金額 $\times$ 20% + 440,000 円   |
| 6,600,000 円超 8,500,000 円以下 | 収入金額 $\times$ 10% + 1,100,000 円 |
| 8,500,000 円超               | 1,950,000 円(上限)                 |

2 基礎控除の控除額

| 居住者の合計所得金額                   | 控除額       |
|------------------------------|-----------|
| 1,320,000 円以下                | 950,000 円 |
| 1,320,000 円超 3,360,000 円以下   | 880,000 円 |
| 3,360,000 円超 4,890,000 円以下   | 680,000 円 |
| 4,890,000 円超 6,550,000 円以下   | 630,000 円 |
| 6,550,000 円超 23,500,000 円以下  | 580,000 円 |
| 23,500,000 円超 24,000,000 円以下 | 480,000 円 |
| 24,000,000 円超 24,500,000 円以下 | 320,000 円 |
| 24,500,000 円超 25,000,000 円以下 | 160,000 円 |
| 25,000,000 円超                | 0 円       |

### 3 所得税率

| 課税される所得金額                     | 税率  | 控除額         |
|-------------------------------|-----|-------------|
| 1,000 円から 1,949,000 円まで       | 5 % | 0 円         |
| 1,950,000 円から 3,299,000 円まで   | 10% | 97,500 円    |
| 3,300,000 円から 6,949,000 円まで   | 20% | 427,500 円   |
| 6,950,000 円から 8,999,000 円まで   | 23% | 636,000 円   |
| 9,000,000 円から 17,999,000 円まで  | 33% | 1,536,000 円 |
| 18,000,000 円から 39,999,000 円まで | 40% | 2,796,000 円 |
| 40,000,000 円以上                | 45% | 4,796,000 円 |

### 4 配偶者控除の控除額

| 居住者の合計所得金額                  | 控除額       |           |
|-----------------------------|-----------|-----------|
|                             | 控除対象配偶者   | 老人控除対象配偶者 |
| 9,000,000 円以下               | 380,000 円 | 480,000 円 |
| 9,000,000 円超 9,500,000 円以下  | 260,000 円 | 320,000 円 |
| 9,500,000 円超 10,000,000 円以下 | 130,000 円 | 160,000 円 |

5 配偶者特別控除の控除額

| 配偶者の合計所得金額                    | 控除を受ける納税者本人の合計所得金額 |                               |                                |
|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|--------------------------------|
|                               | 9,000,000 円以下      | 9,000,000 円超<br>9,500,000 円以下 | 9,500,000 円超<br>10,000,000 円以下 |
| 580,000 円超<br>950,000 円以下     | 380,000 円          | 260,000 円                     | 130,000 円                      |
| 950,000 円超<br>1,000,000 円以下   | 360,000 円          | 240,000 円                     | 120,000 円                      |
| 1,000,000 円超<br>1,050,000 円以下 | 310,000 円          | 210,000 円                     | 110,000 円                      |
| 1,050,000 円超<br>1,100,000 円以下 | 260,000 円          | 180,000 円                     | 90,000 円                       |
| 1,100,000 円超<br>1,150,000 円以下 | 210,000 円          | 140,000 円                     | 70,000 円                       |
| 1,150,000 円超<br>1,200,000 円以下 | 160,000 円          | 110,000 円                     | 60,000 円                       |
| 1,200,000 円超<br>1,250,000 円以下 | 110,000 円          | 80,000 円                      | 40,000 円                       |
| 1,250,000 円超<br>1,300,000 円以下 | 60,000 円           | 40,000 円                      | 20,000 円                       |
| 1,300,000 円超<br>1,330,000 円以下 | 30,000 円           | 20,000 円                      | 10,000 円                       |

6 特定親族特別控除の控除額

| 特定親族の合計所得金額                | 控除額       |
|----------------------------|-----------|
| 580,000 円超 850,000 円以下     | 630,000 円 |
| 850,000 円超 900,000 円以下     | 610,000 円 |
| 900,000 円超 950,000 円以下     | 510,000 円 |
| 950,000 円超 1,000,000 円以下   | 410,000 円 |
| 1,000,000 円超 1,050,000 円以下 | 310,000 円 |
| 1,050,000 円超 1,100,000 円以下 | 210,000 円 |
| 1,100,000 円超 1,150,000 円以下 | 110,000 円 |
| 1,150,000 円超 1,200,000 円以下 | 60,000 円  |
| 1,200,000 円超 1,230,000 円以下 | 30,000 円  |







